

## 第 8 8 8 回教育委員会定例会会議録

1 招集日時 平成 2 9 年 1 月 1 7 日 (火) 午後 1 時 3 0 分

2 招集場所 教育委員会会議室

3 出席者 高橋教育長, 伊藤委員, 佐竹委員, 奈須野委員, 齋藤委員, 千木良委員

### 4 説明のため出席した者

西村教育次長, 鈴木教育監兼教育次長, 志子田参事兼総務課長, 伊藤教育企画室長,  
菊田参事兼福利課長, 山本教職員課長, 清元参事兼義務教育課長, 門脇特別支援教育室長,  
岡高校教育課長, 横山参事兼施設整備課長, 松本スポーツ健康課長, 鎌田全国高校総体推進室長,  
新妻生涯学習課長, 田村全国高校総合文化祭推進室長, 山田技術参事兼文化財保護課長 外

5 開 会 午後 1 時 3 0 分

### 6 第 8 8 7 回教育委員会会議録の承認について

教 育 長 (委員全員に諮って) 承認する。

### 7 第 8 8 8 回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名, 議事日程について

教 育 長 佐竹委員及び千木良委員を指名する。  
本日の議事日程は, 配付資料のとおり。

## 8 教育長報告

### (1) 石巻市立大川小学校訴訟に係る控訴理由書(宮城県分)について

(説明者: 西村教育次長)

石巻市立大川小学校訴訟に係る控訴理由書(宮城県分)について, 御報告申し上げます。

資料は 1 ページである。

大川小訴訟の第一審判決は昨年 1 0 月 2 6 日に仙台地裁で言い渡しがあり, 学校設置者である石巻市と, 教員の給与負担者である県に対して, 総額 1 4 億 2, 6 0 0 万円あまりの賠償金を連帯して原告に支払うよう命じるものであった。

この第一審判決については, 内容に承服しかねる部分があり, 上級審の判断を仰ぐ必要があると考えられたことから, 資料の 1 に記載のとおり, 昨年 1 1 月 7 日に控訴状を提出するとともに, 1 2 月 2 7 日には, 控訴理由の詳細を記した控訴理由書を, 訴訟代理人を通じて裁判所に提出した。

裁判所に提出した控訴理由書の構成等については, 資料の 2 及び 3 に記載のとおりであるが, 控訴理由の要点としては, 一つ目として, 第一審の判決は, これまでの津波訴訟に係る仙台高裁の判決等で形成されてきた判断基準に従っていないこと。二つ目として, 第一審判決は, 厳密な事実認定を行っておらず, 直感的に予見可能性を判断していること。三つ目として, これまでの仙台高裁判決等で形成されてきた判断基準によれば, 大川小学校の教職員は今回の様な規模の津波が大川小学校まで襲来することは予見できなかったであろうこと。四つ目として, 第一審判決では結果回避可能性の判断に際して, 前提となる理解に誤りがあることなどを挙げている。

今後の対応については資料の 4 に記載のとおりであるが, 引き続き石巻市や訴訟代理人と緊密に連携しながら, 控訴審に対応してまいらる。

本件については, 以上である。

( 質 疑 )

佐 竹 委 員 現在, 控訴審に向けて裁判が進行中であるが, 亡くなられた児童のご遺族の皆様の悲しみは計り知れないものがある。私たちも関係者の一員として非常に責任を感じている

が、現在はその状況を見守るしかないと考えている。

今回、裁判を起こしたご遺族の皆様だけではなく、大川小学校で命を落とされた全ての児童と教職員の命の重さは、裁判の有無に関わらず同じであると思う。

そうした中で、自分の子供が亡くなったことについて、やはり納得できないという方々が裁判を提訴したということは真摯に受け止めなければならないし、きちんとした対応で向き合っていかなければならないと思う。

今後、和解ができるのであれば、裁判を起こした方だけではなく、尊い命を失った全ての生徒の皆さんに配慮し、県や石巻市はきちんとした向き合い方をさせていただきたいと思う。

命の重さは一緒であり、その命を尊ぶためにも同じ配慮が必要であると思うので、そうしたことも含めて向き合っていただきたい。

高橋教育長  
佐竹委員

御意見ということで伺った。

これは私のずっと思い続けた強い希望なので、是非ともお含みいただき対応いただければと思う。よろしく願います。

高橋教育長

控訴審の進行の中で様々な流れが出て来ると思うので、ただいまの御意見も踏まえ、どういったことが出来るのかも含めて、教育委員会としても工夫を願います。

## 9 課長等報告

### (1) 第6回宮城県教育振興審議会の開催概要について

(説明者：教育企画室長)

第6回宮城県教育振興審議会の開催概要について、御説明申し上げます。

資料は、1ページから6ページである。

第2期宮城県教育振興基本計画の策定に向けて、1月13日に「第6回宮城県教育振興審議会」が開催されたものである。

出席者は、委員20名中、12名の出席であり、今回が答申前の最後の審議会の開催であった。

議事は、「第2期宮城県教育振興基本計画(答申案)について」であり、前回の審議会における委員からの意見などを反映し、事務局において「答申案」を取りまとめ、その答申案全体について御議論いただいた。

その主な意見については、資料の1ページから2ページにかけて記載のとおりである。

また、会議の終わりに、それぞれの委員から計画を進める上での意見・要望等の御発言があり、その内容については、資料の2ページから4ページにかけて記載のとおりである。

今後の予定であるが、明日(18日)、審議会から答申をいただく予定としている。

その答申を受けて、県教育委員会においては、今月中に臨時会を開催し、計画案について御審議いただきたいと考えているので、よろしく願い申し上げます。

また、2月6日に開催予定の知事を本部長とする「教育振興基本計画策定本部」において計画案を決定し、2月議会への提案を予定している。

本件については、以上である。

(質疑)

伊籐委員

この基本計画を実行性のあるものにしていくためには、今後策定するアクションプランが非常に重要であると思うが、どのような予定か伺いたい。

教育企画室長

委員御指摘のとおり、この基本計画自体は、教育行政の大きな方向性を示すものであるが、それを具体的に実施・推進していくためのアクションプランが必要である。

事務局としては、現在、各課室の協力を頂きながら、アクションプランの内容について調整を進めているところである。教育委員会には、次回以降の定例会において、御審議頂けるよう準備を進めてまいりたいと考えている。

伊籐委員

よろしく願います。

高橋教育長

ただいま教育企画室長から説明があったとおり、明日、宮城県教育振興審議会の会長

から第2期宮城県教育振興基本計画に係る答申を受けた後、事務局で第2期宮城県教育振興基本計画（案）を策定し、本教育委員会で議決を行った上で、2月定例県議会に上程する事となる。

県議会の日程上、今月中に本教育委員会の議決が必要となるため、第2期宮城県教育振興基本計画（案）を議題とした臨時会を招集することとする。

については、8の次回教育委員会の開催日程の中で、事務局から具体的な日程案をお示し願いたい。

## （2）東北福祉大学及び尚綱学院大学との包括連携協力協定の締結について

（説明者：教職員課長）

「東北福祉大学及び尚綱学院大学との包括連携協力協定の締結について」御説明申し上げます。

資料は、7ページから8ページである。

資料7ページを御覧願いたい。

「包括連携協力協定」とは、大学と県教育委員会が連携のもと相互に協力し、学校教育や学術の振興及び地域社会の発展と人材の育成に寄与することを目的として締結するものであるが、昨年11月と12月に東北福祉大学及び尚綱学院大学とそれぞれ協定を締結した。

今回と同様の包括協定を締結している県内の大学は、東北福祉大学及び尚綱学院大学を含めて、全部で8大学となった。

各大学との連携事項は資料記載のとおりで、基本的な内容はこれまで協定を締結してきた大学と同様のものとなっているが、特徴的なものとして、東北福祉大学は、1-(2)-②に記載の「キャリア支援」、尚綱学院大学は、2-(2)-②に記載の「臨床心理・発達障がい相談支援」がある。

具体的には、東北福祉大学は、高等学校等における防災サポーター・認知症サポーターの養成支援やどのような志を持って自己実現を果たしていくのかを考えるキャリアデザイン等の支援であり、防災教育や志教育における協力が期待される場所である。さらに、特別支援学校の教員免許を取得できる課程を有していることから、現職教員の特別支援学校教諭免許状取得への協力も期待される場所である。

また、尚綱学院大学は、幼・小・中・高等学校の発達障がいに関する相談支援を行うことや臨床心理面で総合教育センター等の関係施設と連携を図り教育相談等の充実が期待される場所である。

なお、東北福祉大学とは、包括連携協力協定の締結に併せて、高校教育と大学教育の円滑な接続と連携を図ることを目的とした「高大連携特別授業の公開に係る協定」も締結しているので、併せて御報告申し上げます。

次に、資料8ページを御覧願いたい。

こちらは協定締結による各大学との連携のイメージであるので、参考に御覧願いたい。

本件については、以上である。

（ 質 疑 ）

伊 藤 委 員

東北福祉大学及び尚綱学院大学との協定締結によって、県内の8大学と協定が締結されたこととなるという説明であったが、地域の大学における資源を活用した非常に良い協定締結であると思う。

協定を締結しただけではなく、実際にこの事業が動き出した時に、何らかの方法で成果を外にも周知することは非常に大事であると思う。周知の仕方は教育委員会から行うのか、各大学から行うのかなどあると思うが、そうした事も含めて取り組みを進めることで、この連携協力協定が生きた形になると思うので、そうした徹底も願います。

教 職 員 課 長

昨年11月に東北福祉大学と協定を締結して以降、具体的にこういう事をしたいと言うことを大学側にはお願いをし、動き始めているところである。そうしたことも踏まえ、大学内でも検討チームなどを作って検討していただいていると伺っているので、形になってきた段階で積極的に広報してまいりたいと考えている。

例えば、協定を締結した大学の公開講座や大学の先生に高校に来ていただき授業を行

うなどもできると思うので、具体的に活用していくようこれまで以上に教職員課からも周知を進めてまいりたいと考えている。

高橋教育長  
佐竹委員

そうした成果が見えてきた段階で、教育委員会への報告も願います。

今回は県との連携協定であるが、既に尚絅学院大学では独自で心のケアのカリキュラムを組んでいたり、名取市と提携していろいろな取り組みなどを行っている。

今回締結した協定とは別に、いろいろな授業やカリキュラムを組むという形なのか伺いたい。

教職員課長

今回締結したのは包括連携協定であるため、様々な面において相談しながら一緒にできることを検討したり、あるいは協力して事業を進めたりしていくというものである。

委員御指摘のとおり、尚絅学院大学では、既に名取市と協定を締結していると伺っている。例えば、名取市で学校と大学と地域を連携した事業を行うといった場合、県は小中学校の設置者ではないが、我々も橋渡し役として協力していくことが、今後の具体的な動きとして考えられると思う。

これは協定を締結した8大学が所在する地域の市町村等との関係において、大学の数だけ同じ状況があると思うので、一つ一つ考えられる事について、協力しながら実現してまいりたいと考えている。

佐竹委員

そのようにしていただくと良いと思う。できれば地域を越えて、いろいろなケアをしていただければ良いと思う。

市と県が連携することも大事であるが、大学独自で展開している様々な活動が、県の後押しを受けて広がっていくことも考えられるので、既に行われている事業も含めて、県では一緒に協力していく姿勢で取り組んでいただきたい。

折角、協定を結んでいるので、いろいろな具体例は出てきているが、活発な活動にするためには、何が足りなくて、何が必要で、大学では何ができて、県では何ができるかなどを見据えた上で、具体的なカリキュラムなどを組んだり、提案などしていただきたいと思う。

包括連携協定ということなので、いろいろな事業において協力できる場所は、一緒に手を携えて各大学を支えていくようなイメージで取り組んでいただくようお願いする。心のケアハウスに関しても市町村の相談に乗っていただければ良いと思う。

教職員課長

委員御指摘のとおりであると思う。一生懸命取り組んでまいりたい。

具体的なイメージとして例を挙げると、今後の教員研修では多様性を持ったプログラムを用意する必要があると考えている。そういう意味で、これまで総合教育センターで実施してきた研修の見直しも必要となってくるが、大学の先生方の専門知識をお借りすることで、学校だけではなく学校外での様々な人たちと議論をしたり、いろいろな考え方を身に付けてくることによって、教員が多様性をさらに増していくことができると考えている。

例えば、学校現場で研修会を開催するとした時に、専門分野の話や最新事情を教えていただけるような講座を大学側で用意いただけませんか相談したり、これまでに無いような公開講座を開設していただいたりなどのお願いを、我々から大学にアプローチする事ができると考えている。そうした所で連携事業を進めてまいりたいと考えている。

齋藤委員

教員養成に関して、もちろん大学は教員を養成する場であるが、大学では学生を合格させたい、採用させたいという思いから、大学が出口の所を考えすぎてしまうことがある。そうすると本来、教員として育てるべき資質などが薄れてきているのではないかと、いろいろな場面で危惧している。

教員採用についての説明は、県教委から大学に出向いて行っているが、このような包括的な協定を締結しているので、是非とも大学4年間で教員を目指す学生に対して、「こんな力を付けて欲しい」とか「宮城県はこんなことを求めている」など、分かりやすい

言葉で学生に伝えていただくことが今の学生には必要であると思う。

何を求められているか分からずに、目の前の選考試験や採用試験だけに意識が向いてしまうのは、子供たちを育てていく上で非常に勿体ないような気がする。

折角、目指そうとするものがあるのであれば、そのためには何を身に付けるべきかを県からも発信していただけると、大学側でも有り難いのではないかと思いますので、是非よろしく願います。

教職員課長

委員御指摘のとおりである。これまで教員採用に関する説明については、事務的な手続きに終始していた部分もあったと思う。

特に来年以降は、採用試験が大きく変わるので、県としてこうした人材を求めているということの発信は、これまで以上に重要なものとなってくると考えている。

これまでも教職員課では、大学からの要請で講師として授業を1時間程度持たせていただき、説明させていただいている場面もあるので、こうした取組をどんどんお願いしながら、県教委からの発信も強めてまいりたいと考えている。いろいろとできる工夫をしてみたいと考えている。

### (3) 平成28年度学校保健統計調査の結果(速報)について

(説明者：スポーツ健康課長)

平成28年度 学校保健統計調査の結果速報について御報告申し上げます。

資料は、9ページから17ページである。

資料9ページを御覧願いたい。

この調査は、学校における幼児・児童・生徒の発育及び健康の状態を明らかにすることを目的として、文部科学省が県に依頼して行っている調査である。

「3 調査の範囲」については、表のとりの抽出調査である。

「5 調査事項」は、発育状態については、身長、体重、肥満・痩身傾向児の出現率を、健康状態については、目や鼻、歯・口腔等の疾病や異常の有無について調査している。

資料10ページは、調査結果の概要、11ページは発育状態、健康状態の統計資料である。

資料11ページを御覧願いたい。

発育状態のうち、身長については、男子は高等学校の2年生、女子は高等学校の1・2年生を除いた全ての学年で、全国平均を上回っている。体重については、男女ともに全ての学年において、全国平均を上回っている。全国順位は、身長、体重とも概ね1桁台が多く、本県の子どもは比較的大柄であることが分かる。

特に、第2表の「肥満傾向児及び痩身傾向児の出現率」のうち、肥満傾向児については、全国と比べても極端に出現率の割合が多いため、資料12ページ以降で取り上げている。

また、第3表の「主な疾患・異常被患率」のうち、むし歯(う歯)については、全国と比べても差が大きいことから、資料14ページ以降で取り上げている。

資料12ページを御覧願いたい。

「Ⅲ 肥満傾向児の出現率」については、男子の高等学校1年生を除いた男女全ての学年で全国値より高くなっている。また、男子の小学校1・6年生、中学校2年生、女子の小学校3年生、中学校2年生が全国2位となっている。前年度との比較では、男女とも半数以上の学年で肥満児出現率が増加している。

資料13ページには、平成20年度以降の小学校5年生、中学校2年生の男女別の推移を記載している。

資料14ページを御覧願いたい。

むし歯被患者の割合については、全ての校種で全国値を上回っているが、昨年度や震災前の平成22年度と比較すると減少傾向となっている。

資料15ページには、平成20年度以降の小学校5年生、中学校2年生の男女別の推移を記載している。

資料16ページには、今回の調査と全国体力・運動能力・運動習慣等調査の結果から明らかになった「課題と取組」をまとめている。

課題としては、(4)に記載したが、「健康三原則に対する意識」が低く、肥満傾向児出現率、むし歯被患

者の割合が高いことから、正しい生活習慣の確立と健康教育への積極的な取組が求められ、体力・運動能力の向上対策と合わせた取組が必要である。

このことを踏まえて、今後の取組の方向性であるが、(2)学校における取組と家庭における取組を明確にしつつ、連携を深め、学校においては、「運動能力」と「正しい生活習慣」の確立、「食育の推進」の取組、また、(3)「肥満」や「むし歯」の減少や健康に関する意識の向上など健康教育の取組を推進し、それぞれに記載しているような取組を進めてまいる。

資料17ページの今後の取組については、学校が家庭と連携し、充実した取組ができるよう、県教育委員会として、実態把握・家庭との連携、課題解決会議、指導者研修会、授業づくり研修、啓発事業、Webなわ跳び広場、専門家派遣等を行い、正しい生活習慣、運動習慣の確立をめざし、子どもの体力・運動能力の向上、健康なからだづくりに取り組んでまいる。

本件については、以上である。

( 質 疑 )

千木良委員

虫歯の話が出たので、少しお話をさせて頂きたい。

虫歯と肥満に関しては、地区の学校保健会でも非常に問題になる所であり、どのように啓発していけば良いのか、度々話題に登る。医師会、歯科医師会ともに大変頭が痛い所である。

ただ、肥満に関しては、なかなか食べる物を制限することも難しいので、学校給食も含めてどのように取り組んでいったら良いのか、非常に話題になっている。

近年、スポーツドリンクの問題があるのではないかということが、地区で話題になっており、昨年、白石歯科医師会で学校歯科委員会へのアンケート調査を行った。

白川地区の小学校16校、中学校10校に対して、スポーツドリンクに関するアンケート調査を行ったところ、中学校では部活が非常に盛んなため熱中症で倒れないよう、ほとんどの学校で水筒の持参を許可していた。

しかもその水筒の中身は、名目上はお茶か水となっているが、実際にはスポーツドリンクを持参している生徒が相当いるのではないかというような回答があった。そのスポーツドリンクを飲む時間については、小学校、中学校ともに休み時間や授業中に飲んだりという学校が半数以上であった。授業中に飲んでも良いとしている中学校も1校あり、小学校では6校が授業中の摂取を許可していた。

基本的に中学校では部活動の時に摂取することとなっているが、だらだらとスポーツドリンクを飲んでおり、肥満にも虫歯にも非常に良くないということが言われているが、家庭への啓発努力が足りないのではないかと考えられた。

中学校の先生からの要望・意見として、「むし歯予防の点では、スポーツドリンクをこまめに飲むことはリスクが高いと思うが、熱中症予防の点からすると、水だけでは不十分な場合があると感じている」、「全ての児童・生徒がバランス良く朝食を食べ、十分な睡眠を取っているわけではない」、「色々な家庭状況がある中、同じ条件で運動している事を考えると、熱中症リスクを抑えるためには、スポーツドリンク摂取はやむを得ない」というような意見もあった。

こうした意見も含めて考えると、早寝・早起き・朝ご飯のような生活習慣から考えていかなければならず、肥満とむし歯の問題については、医師会、歯科医師会、学校、家庭の4者がきちんと連携して取り組んでいくことが必要であると思うので、そうした配慮を県からも是非お願いしたいと思う。

スポーツ健康課長

当課の担当班では、常に県の医師会や歯科医師会からの御指導をいただきながら、事業を進めている。養護教諭や保健指導主事向けの研修会などでも、医師会の協力をいただいているところである。

肥満とむし歯の関係については、先月の体力・運動能力の報告の際にも御指摘いただいたところである。水分の補給に関して、体に必要なミネラルなども含まれているが、

そこには余分なカロリーや糖分なども含まれており、リスクとバランスの問題であると受け止めている。子供の実態に応じて、使い分けも必要との御意見もいただいた。

今後は、医師会や歯科医師会にも御指導をいただきながら、何をどのようなタイミングで摂取することが良いのかを、リーフレットのような形で分かりやすくまとめ、配付できるような工夫をしてまいりたいと考えている。

佐 竹 委 員

3点お伺いする。

1点目。虫歯の被患者の割合について、14ページのむし歯被患者の定義を見ると、処置完了者と未処置歯のある者となっており、全体の割合は徐々に減少傾向にはあるが、未処置歯のある子供たちのうち、どの程度が処置を受けているのか把握をしているのか伺いたい。

2点目。17ページの学校の取組で「家庭・地域との連携」について、親子で健康について考える仕掛けを工夫する。とあるが、どのような工夫を考えているのか、分かる範囲で教えていただきたい。

3点目。子供たちのむし歯や肥満について取組を進める上で、保育所、幼稚園は外せないと思う。学校でも勉強の他に健康教育は行っているが、やはり、家庭との連携が一番密接で直接的であり、実際に子供たちに実行させられるのは保育所、幼稚園であると思う。例えば、保育所では昼寝やおやつ時間もるので、そうした時間に小さな頃から習慣づけることができると思う。そうした取組も子供だけではなく、家庭にも周知するなどして家族全体での習慣づけが図られるよう、県からも保育所や幼稚園に対して呼びかけていただきたいと思う。

取組については、保育所や幼稚園からも御意見いただいたり、取組事例などを紹介していただくなどし、小さな頃からケアをしていくことが重要ではないかと思う。

県教委では、学ぶ土台づくりやルルブル推進、早寝・早起き・朝ご飯運動等も展開しているもので、こうした事業を徹底させるためにも目を向けていただきたいと思う。

また、地域にも積極的に関わっていただくために、生涯学習課や保健福祉部などとも連携を図りながら、県全体で取り組んでいけるような取組を考えていただき、少しでも小さいうちからこうした教育ができるようアプローチしていただきたい。

スポーツ健康課長

1点目。未処置歯について、毎年、年度初めの3ヶ月の時期に歯科検診を行い、むし歯がある場合には、養護教諭から担任を通じて治療を勧めるカードが配付されるが、実際には半分も受診していない状況にある。しかし、東日本大震災の際には、被災者の医療費が下がった影響もあり、その際は半分が受診したということがあり、厳しい状況にあると考えている。

受診したかどうかの確認は、私が担任をしていた時にもそれほど厳しく話していなかったという反省もあるので、改善の余地があると考えている。

2点目の親子で健康について考えることについて、道徳教育や志教育、食育といった部分は親子で一緒に取り組む事であり、授業参観の時に健康教育についても、親子で一緒に考えることが効果的ではないかと考えている。実際に行っている学校もあるので、紹介しながら進めてまいりたいと考えている。

3点目の保育所、幼稚園との連携について、以前、私立幼稚園でアレルギー対策に関係する事故が発生したことがあったため、保健福祉部と総務部と連携が取れるような仕組みとして連絡会を立ち上げている。

むし歯や肥満など生活習慣の部分についても、この連絡会で連携が図れると思うので、そこで話題提供などして取組に繋げてまいりたいと考えている。

佐 竹 委 員

私が保育所や幼稚園の先生方の研修会などで話をさせていただく際に感じるのは、県は遠くて違う所にあるイメージがあり、地教委の所までしか視野に入っていないという印象を受けている。本県で行っている事業について話しても、ルルブルは活用されてい

る感じはあるが、学ぶ土台づくりについてはあまり浸透していない印象を受けるので、いろいろな御意見をいただくよう話をしているところである。

保育所や幼稚園の先生方も一緒に歩いていけるよう、県教委からもいろいろアプローチして、何らかの機会に本県の存在を示していただきたい。活発化することを祈っている。

千木良委員

むし歯の治療について、少しだけ補足する。

私が校医を始めた20年程前は、恐らく3割位しか治療していなかったと記憶している。3割ではあまりにも問題であるということで、白石歯科医師会が日々努力をして、学校での講話などを継続したところ、現在では6～7割は治療に行っていると思う。

今、問題となっているのは、治療に行かないのではなく、行けない家庭があるということである。治療に行く子供は半年毎に定期検診を行いむし歯がないが、一方、行かない子供は、スポーツドリンク等の危険性の情報が全く入らず、放置されたまま非常に虫歯が多い状態となっており、こうした差が問題になっていると思う。

このような受診しない層をいかに受診させるかが、今後非常に重要になってくると思うが、個人の歯科医院や歯科医のレベルでは、対応にも限界があるとも感じている。

白石市では中学生までは医療費が掛からず、七ヶ宿町でも高校生までは窓口負担がゼロとなっているので、受診しやすい環境にはあると思うが、それでも受診しない子供たちがいるという現状である。

スポーツ健康課長

ただ今の御意見については格差についての話であると思う。

14ページのむし歯被患者の割合については、むし歯は病気ではなく一度むし歯になると治療痕として残るため、処置完了者も含めて保有者の率になる。

今回のデータは何本のむし歯があるかの統計ではないが、別の統計では処置済の歯が何本で、未処置歯が何本でといったデータもあるので、その統計からは格差が見えてくると思われる。そうした面においては、教育だけではなく福祉の側面も非常に強いといった御指摘であったと捉えている。どのような取組ができるのか今後、連携の仕方についても検討してまいりたいと考えている。

高橋教育長

全体としては、むし歯が健康維持・増進に非常に大きな影響があるということで、歯科受診や虫歯にならないためのスポーツドリンクの活用方法など、啓発活動をさらに進めていくべきということで、まとめられると思う。

県教委としては、市町村の教育委員会とも情報共有して、全ての家庭にそうした情報が適切に徹底できるような啓発活動について、まずはできる所であると思うのでそうした工夫をお願いする。

#### (4) 県有体育施設のネーミングライツ契約更新について

(説明者：スポーツ健康課長)

県有体育施設のネーミングライツ契約更新について、御報告申し上げます。

資料は18ページから19ページである。

資料18ページを御覧願いたい。

県有体育施設5施設のネーミングライツ契約更新にあたり、優先交渉権がある現契約スポンサー企業に更新の意向を確認したところ、全スポンサー企業から更新の意向が示された。これを受け、宮城県教育委員会広告審査委員会において、企業の妥当性、名称の妥当性及び応募内容等について総合的に審査を行い、すべての施設の契約更新を決定したものである。

はじめに、宮城球場については、現スポンサー企業である楽天株式会社と契約を更新し、名称をこれまでの「楽天 Kobo スタジアム宮城」から「Kobo パーク宮城」に変更する。新しい名称が1日も早く県民に親しまれるよう、浸透を図って参りたいと考えている。

次に、宮城県総合運動公園宮城スタジアムについては、現スポンサー企業である全国農業協同組合連合会



宮城県本部と契約更新し、名称はこれまでと同様「ひとめぼれスタジアム宮城」となる。

資料19ページを御覧願いたい。

次に、宮城県総合運動公園総合プールについては、現スポンサー企業であるセントラルスポーツ株式会社と契約更新し、名称はこれまでと同様「セントラルスポーツ宮城G21（グランディニジュウイチ）プール」となる。

次に、宮城県仙南総合プールについては、現スポンサー企業である株式会社ヒルズと契約更新し、名称はこれまでと同様「ヒルズ県南総合プール」となる。

最後に、宮城県長沼ボート場については、現スポンサー企業である株式会社アイエス総合と契約更新し、名称はこれまでと同様「アイエス総合ボートランド」となる。

なお、金額、契約期間については資料のとおりである。また、ネーミングライツの収入については、本県のスポーツ振興に充てることとしている。

本件については、以上である。

( 質 疑 ) 質疑なし

## 10 資料（配付のみ）

(1) 教育庁関連情報一覧

(2) みやぎっ子ルルブルフォーラム

(3) 平成29年度宮城県公立高等学校入学者選抜に係る第2回志願者予備調査及び前期選抜の出願状況について

(4) 平成28年度「みやぎ高校生フォーラム～私たちの志と地域貢献～」の開催について

## 11 その他

伊 藤 委 員

先週の土曜日から宮城県美術館ではルノワール展、東北歴史博物館では工芸継承という特別展が開催されており、2日間にわたって拝見してきたので感想を述べる。

先月の定例会で宮城県美術館のリニューアル基本構想（中間案）の御説明があった際、留学生を招待しSNS等で情報発信してもらうような方策について提案した。

特別展の当日は東北大学の留学生が10名来ていた。担当者に伺ったところ、母国にルノワール展についての情報発信をしていただくようお願いしながら招待したということであった。先月の定例会で提案したことが、早速、直近のルノワール展で実行に移していただいたことに感謝申し上げる。こうした試みが他の施設にも普及して、宮城の資源が日本中、世界に広げられよう期待したい。

また、東北歴史博物館で開催された工芸継承について、学芸員の方に聞いたところ、今回は普通の工芸品を展示するだけではなく、東北学院大学と東北工業大学、宮城県工業高等学校、いわゆる工業系学科のある教育機関に声を掛け、手を挙げた学生達が集まり、展示の見せ方や展示順、説明の仕方などをワークショップで話し合いながら、企画をしたと伺った。

具体的な成果としては、自分たちでロゴマークも考えたり、仙台箆笥のようなものでトランクを作成したりしている。大学生や高校生が工人と直接接点を持って、成果品として展示しているという事を伺った。

当日、学芸員から展示を担当した学生の紹介もあり、その学生から展示の狙いなども説明していただいた。そうした意味では工芸の展示というよりは、タイトルにあるように「工芸継承」がぴったりであると思う。

今後、若者達がこうした分野について、思いを込めてモノを創り上げていく良いきっかけになったのではないかと思う。

高 橋 教 育 長

従来の美術館、博物館の取組から一歩進んだ積極的な取組として、教育委員会としても評価すべきものと思う。それぞれ担当課から美術館、博物館にもお伝えいただきたい。

- 佐竹委員 教育庁関連情報一覧の5に、交通遺児等教育手当の寄附に関する記事が掲載されている。遺児1人につき月額三千円を支給し、寄附が多く寄せられた時は一時金を支給することとなっており、ケアができていて良いと思う。
- 東日本大震災の遺児・孤児の方にも、給付型の奨学金制度があることは承知しているが、親が自死した場合における遺児・孤児に対する教育手当はあるのか伺いたい。
- スポーツ健康課長 当課で所管している「交通遺児等教育手当」については、交通事故と海難事故に限定したものとなっている。
- 高橋教育長 その他に親の自死に伴う遺児・孤児についての制度についてはどうか。
- 総務課長 東日本大震災での遺児・孤児に対しては、「みやぎこども育英基金奨学金」があるが、親の自死に伴う制度については、現在手元に資料がないので、保健福祉部等にも確認した後ほど回答する。
- 佐竹委員 生活はもちろんのこと、メンタルに関しても非常に大変であると思う。教育を受けたくても受けられないという相談もある。どうして自分たちはケアしてもらえないのかといった相談があった時にとっても心が痛んだので、こうした交通遺児等に対する制度があるのであれば、親の自死に伴って遺児・孤児となった子供たちにはケアがないのかなど思い質問した。ないのであれば、考える予知もあるのかと思うので調べていただきたい。

## 12 次回教育委員会の開催日程について

教 育 長 次回の定例会は、平成29年2月10日（金）午後1時30分から開会する。

## 13 閉 会 午後2時29分

平成29年2月10日

署名委員

署名委員